

監査委員公表第 4 号

## 監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年6月2日

寒川町監査委員 竹 井 龍一郎  
同 佐 藤 一 夫

1 監査の期間

平成27年5月7日から5月29日

2 監査箇所

都市建設部道路課

環境経済部環境課

教育委員会 寒川町民センター 寒川町北部公民館 寒川町南部公民館

議会事務局

3 監査の対象

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年4月15日）における予算の執行  
財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

各対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○指摘事項

・委託契約の事務処理で不適切な処理が見受けられた。（環境経済部環境課）

○軽微な留意事項

・口頭により指摘又は指導した。